

# 議第141号 呉市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

## 1 改正の趣旨

「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成28年12月20日閣議決定）を受け、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号。以下「国の基準」といいます。）の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備をするものです。

## 2 国の基準の一部改正の内容

- (1) サテライト型養護老人ホームを設置する場合、介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であつて、当該サテライト施設に対する支援機能を有するものを本体施設とする必要がありましたが、サテライト型養護老人ホームを設置することのできる本体施設に養護老人ホームが追加されました。
- (2) サテライト型養護老人ホームにおける主任生活相談員の配置基準について、「常勤の者を一人以上」が「常勤換算方法（当該職員のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該施設において常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法）で1以上」に緩和されました。
- (3) サテライト型養護老人ホームの本体施設が養護老人ホームの場合には、栄養士又は調理員、事務員その他の職員を置かないことができることとされました。
- (4) 指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームにおける看護職員の配置基準について、「常勤の者を一人以上」が「常勤換算方法で1以上」に緩和されました。

### 【用語解説】

養護老人ホーム	おおむね65歳以上で、環境上の理由や経済的な理由により自宅での生活が困難になった人を入所させ、自立した日常生活を営むために必要な食事サービス、機能訓練その他の日常生活上必要な援助を行うことを目的とする施設で、市町村が入所の必要性を判断し、該当する場合は、入所措置をします。
サテライト型養護老人ホーム	養護老人ホームに対する支援機能を有する本体施設（養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所）と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の養護老人ホームです。
（介護予防）特定施設入居者生活介護	介護保険の指定を受けた有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム等の特定施設が、入居している要介護（又は要支援）の認定を受けた利用者に対して入浴、排せつ、食事等の介護その他の必要な日常生活上の支援を行うサービスです。
地域密着型特定施設入居者生活介護	特定施設入居者生活介護のうち、原則として利用者が市町村の被保険者に限定され、入居定員が29人以下の施設で行うサー

### 3 市の考え方

2の改正に係る国の基準は、従うべき基準であり、本市の実情に国の基準と異なる基準とすべき事情や特性がないため、国の基準を呉市の基準とし、国の基準の改正と同様の改正をします。

#### 【参考】

##### ・従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの

### 4 施行期日

公布の日